

商店街チャレンジショップ事業
(平成30年度商店街等活性化支援事業)
公 募 要 綱

平成30年4月
日 田 市

1、事業の目的

空き店舗の早期解消が図られ、かつ、商店街に賑わいと潤いをもたらすことを目的とする

2、対象者、対象事業費等

補助対象者	対象となる事業	補助率等
①商店街振興組合等及び商業者団体	賃借により空き店舗又は当該店舗用地を共同施設等として整備し、店舗又は展示場等として活用する場合	補助率：1/2 以内 限度額：100 万円以内 (予算の範囲内、最長 24 ヶ月)
②商店街振興組合等及び商業者団体が選定した個人又は法人等団体	空き店舗を所有者から借り受け、新規に店舗を開設する場合。	

3、対象経費

①商店街振興組合等及び商業者団体が行う事業

【月額賃借料】

- ・店舗及び付帯施設の月額賃借料（敷金・礼金は除く）、付帯施設は駐車場等も含む

②商店街振興組合等及び商業者団体が選定した個人又は法人等団体が行う事業

【月額賃借料】

- ・店舗及び付帯施設の月額賃借料（敷金・礼金は除く）、付帯施設は駐車場等も含む

4、補助要件（個人又は法人団体等）

①補助金の交付手続き等はすべて所属する商店街振興組合等を通じて行うものとする。

※対象地域は別紙「商店街位置図」にある商店街振興組合等とする。

②対象業種は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定される「風俗営業に該当する業種を除き、当該地域の商店街組合等の推薦を受けたものとする。

③出店後は店舗が属する区域の商店街振興組合等の取組に協力すること。

④市税及び上下水道使用料を完納していること。（市税の滞納のない証明書は申請時及び請求時、上下水道使用料納入証明書は請求時に提出）

⑤中心市街地商店街内の既存店舗の移転は対象外とする。

⑥過去にチャレンジショップ事業の助成を受けた出店者は対象外とする。

⑦支店等の出店については、これまでにチャレンジショップ事業の助成を受けていなければ可

⑧大型店内での開業については対象外とする。

⑨開業計画書と事業計画書については、日田市ビジネスサポートセンターへ相談及び支援を受けること。

※日田市ビジネスサポートセンターから市へ支援経過書を提出してもらい審査します。

⑩政治性又は宗教性のある事業は対象外とする。

⑪暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと、又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。

⑫騒音、悪臭、振動他、近隣に迷惑となる事業は対象外とする。

⑬法令、公序良俗に反する事業は対象外とする。

5、申請の時期

原則として事業開始予定日の1週間前までに申請。

ただし、申請に必要な書類等の準備があるため、事業開始予定日の60日前を目安に事前協議が必要となる。

6、補助事業の期間

交付決定の日以降の申請書等で定める日から平成31年3月31日まで

※交付決定の日より以前に賃貸契約等（店舗の改修も含む）事業着手したのものについては、すべて補助対象外とする。

※補助の上限額が100万円のため、上限額に達するまで最長24ヶ月分補助を行える。ただし、年度ごとの審査を経て予算の範囲内で助成を行う。

7、留意事項

- ・交付決定後に事業費及び事業内容等に変更が生じた場合は速やかに市に協議を行い、必要であれば補助事業変更申請を行わなければならない。また、内容によっては補助金の交付決定額が減額される場合がある。
- ・補助金は交付確定通知後に支払う。（精算払い）
- ・当補助事業にかかる関係書類は、補助事業完了後5年間保存すること。
- ・開店日及びやむを得ず閉店した場合も、必ず市へ連絡を入れること。
（開店前に職員が確認を行うため）
- ・補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ・対象経費が家賃であることから、店舗の持ち主が親族の場合は、貸主の不動産所得に関する税務申告書の写しが必要となる。
- ・出店者が経営主である証明（税務申告を行った際の申告書の写し等）を求める場合がある。

基本的な手続きの流れ

①市との事前協議

補助事業の説明、手続き手順の説明、提出書類について…等

②商店街との協議

補助金の申請、及び受理等の手続きについては、商店街組合等を通して行うため、商店街組合等との協議と役員会での承認が必要になる。**◆事業開始予定日の概ね60日前までに協議。**

③商店街の役員会開催

承認を受ける

- ◆商店街との協議が必要なもの
 - 補助金等交付申請書（様式第1号）
 - 出店推薦書
 - 出店推薦を決定した理事会（役員会）等の会議録の写し（原本証明・印鑑）…様式任意
 - 事業実施計画書
 - チャレンジショップ事業実施契約書の写し

必要書類の準備

◆事業開始予定日の1週間前までに提出

- ◆ビジネスサポートセンターを利用し本人が作成するもの
 - 開業計画書
 - 事業計画書

④補助金交付申請書の提出

- ◆本人が作成・用意するもの
 - 収支予算書
 - 事業実施前の店舗の写真
 - 店舗賃貸見積書等の写し（賃料・店舗・駐車場の面積がわかるもの）
 - その他必要経費や事業内容のわかる資料
 - 市税の「滞納のない証明書」

市：申請受付内容の審査

⑤補助金交付決定

補助金交付決定書受理以前に着手した事業は対象外になるので、ご注意ください。

※交付決定後に事業内容が変更になった場合

変更が必要になった時点で『補助事業変更承認申請書』※の提出が必要になります。

早目に担当者にご相談ください。

◎賃貸借契約を結んだ後、速やかに賃貸借契約書の写しを提出

⑥「補助金交付決定通知書」を受理（商店街）
事業開始（改装工事等の着手）↓
事業完了（年度末及び限度額までの家賃支払後）

⑦補助事業実績報告書の提出

- ◆商店街との協議が必要なもの
 - 補助事業実績報告書（様式第5号）
 - 補助金交付決定通知書の写し
 - 補助金等交付請求書（様式第8号）
 - 補助金交付確定通知書の写し（実績報告確認後送付）
 - 請求書（指定する振込先の記入のあるもの）

市：内容の審査
補助金交付確定

⑧補助金交付確定書の受理・補助金交付請求書の提出

- ◆本人が作成・用意するもの
 - 事業成果書
 - 収支精算書
 - 事業実施後の完了写真
 - 領収書の原本もしくは振り込み明細書（コピー後返却）
 - 出店時の広告、チラシ等

⑨補助金の支払

商店街が指定した口座に入金。
入金後、商店街が新規出店者へ支払。

※印は商店街の記入や記名・捺印が必要な書類

(参考) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(昭和二十三年七月十日法律第百二十二号)《改正平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号》

【抜粋】

第一章 総則

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

3 この法律において「接待」とは、歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。

4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業

二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）

三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業

四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一 接待飲食等営業

二 店舗型性風俗特殊営業

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの。